

## 船舶事故調査報告書

令和6年4月24日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

|             |  |
|-------------|--|
| 事故種類        | 転覆   |
| 発生日時        | 令和4年7月23日 10時30分ごろ   |
| 発生場所        | 秋田県男鹿市戸賀港南西方沖<br>戸賀灯台から真方位176°610m付近<br>(概位 北緯39°56.5' 東経139°42.1')  |
| 事故の概要       | 漁船昇宝丸は、航行中、転覆した。   |
| 事故調査の経過     | 令和4年8月2日、主管調査官（仙台事務所）を指名<br>原因関係者から意見聴取手続実施済   |
| 事実情報        |  |
| 船種船名、総トン数   | 漁船 昇宝丸、1.64トン  |
| 船舶番号、船舶所有者等 | AT3-6835（漁船登録番号）、個人所有  |
| 乗組員等に関する情報  | 船長、二級小型・特殊・特定  |
| 負傷者         | なし   |
| 損傷          | 船体等に濡損（全損）   |
| 気象・海象       | 気象：天気 曇り、風向 西南西、風力 2、視界 良好<br>海象：波高 約1m、水温 約23℃  |
| 事故の経過       | <p>本船は、船長が1人で乗り組み、さざえ刺し網漁を行う目的で、戸賀港を出港した。</p> <p>本船は、船長が船尾部に腰を掛けて船外機の操作を行いながら南西進中、右舷側から波高約1mの横波を受け、海水が船内に打ち込んで半没状態になったところ、更に波を受けて左舷側に大傾斜して転覆した。</p> <p>船長は、海に投げ出され、転覆した本船に約1～2時間つかまった後、本船が漂着した岩場の上陸し、救助を待った。</p> <p>船長の家族は、船長が帰宅していない旨を公益社団法人日本水難救済会戸賀救難所（以下「戸賀救難所」という。）に連絡し、戸賀救難所の職員は、本事故の発生を海上保安庁に通報した。</p> <p>船長は、戸賀救難所所属の船舶により救助され、本船は、戸賀港にえい航された。</p> <p>船長は、本事故当時、救命胴衣を着用していたが、携帯電話は携行していなかった。</p> <p>船長によれば、ふだん、戸賀港から漁場まで同じルートを航行して操業を問題なく行っていたが、本事故発生場所付近は岩場が多く、沖合からのうねりなどによって磯波が立ちやすくなる場合があった。</p> <p>船長は、出航前に港内から海上を確認して波が高くなかったので出港したが、波が高くなってきた際、戸賀港へすぐに引き返しておけば良かったと本事故後に思った。</p> |

|              |  |
|--------------|--|
| <b>分析</b>    | <p>本船は、南西進中、船長が、波が高くなってきたことを認めたものの航行を続けたことから、右舷側から波高約1mの横波を受け、海水が船内に打ち込んで半没状態となり、更に波を受けて左舷側に大傾斜し、転覆したものと考えられる。</p>   |
| <b>原因</b>    | <p>本事故は、本船が南西進中、船長が、波が高くなってきたことを認めたものの航行を続けたことから、右舷側から波高約1mの横波を受け、海水が船内に打ち込んで半没状態となり、更に波を受けて左舷側に大傾斜し、転覆したものと考えられる。</p>   |
| <b>再発防止策</b> | <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小型船舶は、波浪の影響を受けやすいので、少しでも波が高くなってくるなど、不安を感じたら速やかに引き返すこと。</li> <li>・ 船長は、ふだん航行するルートでも、水深が浅い場所では風浪、うねりなどによって磯波が発生することがあるので、出港前に気象及び海象情報を詳細に確認すること。</li> <li>・ 船長は、緊急時の連絡手段として、防水型又は防水パックに入れるなどの防水措置が施された携帯電話を携行すること。</li> </ul> |